

○国土交通省告示第千二百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年九月二十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

- 1 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事
- 2 一般国道29号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第3 起業地

1 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事に係る事業

- (1) 収用の部分 鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺及び字北土居、河原町西円通寺字畑ケ中、西円通寺字柚ノ木、長谷字財原、字川向、字下砂田、字藤ケ森、字下モ土手下タ、字狭間及び字片山、倭文字土居ノ内、字片山、字片山山分、字中屋敷、字家上エ、字妙見谷山分、字妙見谷、字堤下タ、字池ノ内、字藪ノ元、字西ノ畑、字大土居屋敷及び字湯谷北割、玉津字旱魃、字代田、字河原及び字三ツ隈、横枕字上カザシ、字下カザシ、字ヒコク田、字イゴ、字糖ノ尻下及び字天王谷、竹生字鎌木、字上ハ台道下モ西割、字堤下タ及び字稲田、上味野字上ハ台上ノ割、字大坪上ノ割、字大坪下ノ割、字北谷、字北谷堤下、字小屋場ノ一、字小屋場ノ二、字北谷堤奥及び字洞貝、朝月字上篠田、下味野字菖蒲谷、字白水谷、字童子山、字小山谷、字堂谷、字竹谷及び字観音谷、北村字池ノ内、字池之内谷ノ壱、字池ノ内西分及び字池ノ内東分、服部字池ノ内荒神山、字池ノ内西、字池ノ内堤谷、字池ノ内北平及び字池ノ内鐘鑄谷並びに本高字白木、字道免、字白木西分、字段木、字白木東分地内
- (2) 使用の部分 鳥取県鳥取市下味野字菖蒲谷、字寺屋敷、字小山谷、字堂谷、字竹谷及び字観音谷並びに北村字池ノ内地内

2 一般国道29号改築工事鳥取道路に係る事業

- (1) 収用の部分 鳥取県鳥取市本高字白木東分、字段木、字円ノ前及び字西石田ノ二地内
- (2) 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判

断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20号第1号の要件への適合性

(1) 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事に係る事業

申請に係る事業は、鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬字婆ヶ谷地内から鳥取市本高字白木東分地内までの延長24.7kmの区間（以下「姫路鳥取線区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事」（以下「姫路鳥取線事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

姫路鳥取線事業のうち、「高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事」（以下「姫路鳥取線本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号の高速自動車国道に関する事業であり、また、姫路鳥取線本体工事の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、姫路鳥取線本体工事の施行により遮断される農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

(2) 一般国道29号改築工事鳥取道路に係る事業

申請に係る事業は、鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市菖蒲字深免地内までの延長700mの区間（以下「一般国道29号区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道29号改築工事鳥取道路及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「一般国道29号改築事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

一般国道29号改築事業のうち、「一般国道29号改築工事鳥取道路」（以下「一般国道工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、一般国道工事の施行により遮断される農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

以上のことから、姫路鳥取線事業及び一般国道29号改築事業（以下両事業を併せて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

(1) 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事に係る事業

姫路鳥取線区間に係る高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法

律第79号) 第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、姫路鳥取線事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

(2) 一般国道29号改築工事鳥取道路に係る事業

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、一般国道29号区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、一般国道29号改築事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線（以下「姫路鳥取線」という。）は、姫路市を起点として、岡山県を経て鳥取市に至る延長約86kmの路線である。

姫路鳥取線の沿線には、山陰地方の中心都市の一つである鳥取市があるが、同市には毎年多くの観光客が訪れる鳥取砂丘等の観光資源があり、また、二十世紀梨や松葉がにを代表とする農水産物も京阪神を中心に多く出荷されている。しかしながら、鳥取市を含め中国地方東部を南北に縦断する山沿いの地域には高速交通ネットワークが存在しない。鳥取市を含め中国地方東部を縦断する山沿いの地域は、人的交流及び物流の多くが自動車輸送に依存しているため、当該地域の発展のためには、県内外の主要都市との交流と連携の基盤である交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。

また、姫路鳥取線区間及び一般国道29号区間に並行する一般国道53号の区間（以下「並行区間」という。）は、2車線で既成市街地を通過しており、交通渋滞が慢性的に発生している状況にある。さらに、並行区間においては、交通事故等によって数時間に及ぶ全面通行止めが過去度々発生するなど主要幹線道路としての機能を十分発揮できていない状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、並行区間の交通量は、鳥取県八頭郡智頭町智頭地内において14,261台/日、鳥取市用瀬町用瀬地内において18,525台/日、混雑度はそれぞれ1.33、1.46となっている。また、平成16年に鳥取県幹線道路協議会が策定した「新しい渋滞対策プログラム」において、鳥取市内の源太橋交差点と吉成交差点が主要渋滞ポイントに指定されている。

本件事業の完成により、鳥取市を南北に縦断する自動車交通の高速化及び定時性が確保されるとともに、並行区間における交通渋滞が緩和され、交通事故発生時の代替道路としての機能も図られることから、円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

さらに、自動車専用道路である志戸坂峠道路と接続することで高速自動車国道中国縦貫自動車道への乗り入れの時間短縮が図られることから、地域内外の連携が強化され、沿線地域の活性化に寄与するものと期待される。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、鳥取県が平成8年に環境影響評価を実施し、環境基準等を満足していると評価されている。また、計画交通量の見直し等に伴い、起業者が平成17年3月に任意に再評価を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、姫路鳥取線区間及び一般国道29号区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、姫路鳥取線区間及び一般国道29号区間内の土地においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、すべての箇所において現地発掘調査を完了しており、起業者は、鳥取県教育委員会との協議により記録保存の措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、鳥取県鳥取市から高速自動車国道中国縦貫自動車道に至る高速交通ネットワーク形成の一区間の整備及び並行区間における交通渋滞の緩和等を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第2級及び第1種第3級の規格に基づく4車線の道路及び鳥取インターチェンジ（仮称）と一般国道29号線を連結させるためのランプを建設する事業である。本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。また、本件事業の事業計画は、平成8年11月8日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、トンネル坑口の構造変更、トンネル施設ヤードの追加及び橋梁から一部盛土構造への変更並びに既存県道との交差箇所を橋梁に変更したこと等を除き、当該都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、姫路鳥取線の通過する地域においては、高速交通ネットワークの整備が必要とされているとともに、並行区間は交通渋滞が発生しており、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、鳥取市長を会長とする中国横断自動車道姫路鳥取線（佐用～鳥取間）建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県鳥取市役所